

## 地域クラブ団体の中体連大会参加について（競技細則）

長野県ソフトテニス連盟  
長野県中体連ソフトテニス専門部

中体連大会に参加を希望する地域クラブ団体について、長野県では下記規程を満たしていただきますようお願いいたします。

また、細則は変更になる場合があります。下記に定めのない事項等については県連並びに中体連ソフトテニス専門部にお問い合わせください。

- 1 長野県中学校体育連盟が定める認定基準を満たしていること。  
参照：令和7年度全国中学校体育大会夏季大会  
地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則
- 2 （公財）日本ソフトテニス連盟に登録されたクラブであること。
- 3 地域クラブに所属している選手（生徒）は（公財）日本ソフトテニス連盟会員登録を行い、かつジュニア審判資格を保有すること。  
ほか、技術等級保持が参加資格に定められている大会に参加する場合には、技術等級を保有すること。
- 4 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認「ソフトテニスコーチ1」以上の資格を持つ者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（ただし、当該年度（令和7年度）は「取得中」の者でも可とする。）
- 5 選手（生徒）の二重登録は認めない。
- 6 大会参加要項について定める事項は、長野県ソフトテニス連盟並びに長野県中体連ソフトテニス専門部が定める要項に従うものとする。

令和7年度全国中学校体育大会夏季大会  
地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則 ※ソフトテニス競技抜粋

【ソフトテニス】

1. 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。(下記参照)
2. 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。
3. 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。
4. 地域クラブ活動には、必ず(公財)日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。  
(ただし、当該年度は取得中の者でも可とする)
5. 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。

附則 この細則は、令和7年度から適用する。